

令和元年度 定期監査（前期：一般会計・特別会計）

1 監査の概要

(1) 監査の種別

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した令和元年度定期監査（前期）

(2) 監査の対象

平成30年度における財務に関する事務の執行

(3) 監査の実施

156機関について、平成31年4月から令和元年9月まで実施した。

| 区 分 | 本 庁 (課, 本部, 事務局 等) | 出 先 機 関 (地域振興局・支庁, 県立学校, 警察署等) | 計 |
|--------|--------------------------|--------------------------------------|-----|
| 知事部局 | 74 | 44 | 118 |
| 教育委員会 | 9 | 15 | 24 |
| 公安委員会 | 1 | 3 | 4 |
| 各種委員会等 | 8 | 2 | 10 |
| 合 計 | 92 | 64 | 156 |

(4) 監査の主眼及び重点監査事項等

監査に当たっては、財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、収入事務では収入未済を重点監査事項、支出事務では需用費並びに負担金、補助及び交付金を重点監査科目として定め、厳正な監査を実施するとともに、併せて支出事務については、需用費及び役務費について、債権者（支払の相手方）に対する外部確認調査を行い、支出に係る会計処理の適正な執行を図るため監査の充実に努めた。

2 監査の結果

(1) 監査の概要

監査を実施した156機関の財務に関する事務の執行について、105機関においては、指摘事項及び文書注意事項に該当するものはなく、おおむね適正に行われていると認められたが、その他の51機関においては、次のとおり是正又は改善を要する1件の指摘事項や72件の文書注意事項があった。

今後とも事務事業の執行に当たっては、関係法令等を遵守するとともに、適正かつ効率的に行う必要がある。

指 摘 事 項 （法令、規則等に違反するもの又は著しく妥当性を欠く事実があると認められるもの）

1件（知事部局 1件）

文書注意事項 （指摘事項に至らない事項で、更なる的確な事務の執行等を促す必要があると認められるもの）

72件（知事部局 63件、教育委員会 6件、公安委員会 3件）

(2) 監査結果の報告及び公表並びに講じた措置の通知

| 区 分 | 監 査 結 果 | 措 置 の 通 知 |
|-------|--------------|-----------------------------|
| 知事部局 | 報告：令和元年10月3日 | 報告：令和2年3月18日 公表：令和2年3月31日 |
| 教育委員会 | 公表：令和元年10月8日 | 報告：令和元年11月22日 公表：令和元年12月27日 |
| 公安委員会 | | 報告：令和元年11月29日 公表：令和元年12月27日 |

(3) 監査の結果

[知事部局]

指摘事項

| 機 関 名 | 事 項 の 内 容 | 講 じ た 措 置 の 内 容 |
|----------|--|--|
| 鹿児島地域振興局 | | |
| 総務企画部 | <p>県税の収入未済額は9億2,544万余円で、前年度より0.09%増加（収入歩合は0.02ポイント低下）し、多額となっている。</p> | <ol style="list-style-type: none"> 1 県税滞納縮減対策本部会議の開催 総務部長を本部長，各地域振興局及び支庁の総務企画部長を本部員とする「県税滞納縮減特別対策本部会議」を開催し，各地域振興局等における前年度の滞納整理実施状況に対する意見交換，本年度における滞納縮減目標額の設定及び縮減特別対策の方針などを決定し，「県下一斉給与差押え徴収強化期間」による給与等の計画的な差押えなど，滞納縮減特別対策を着実に実施した。 2 業務執行体制の強化 事務処理マニュアル等の活用により，適正かつ効率的な事務処理を図るとともに，県税事務執行状況調査の実施による業務に係る専門的調査や業務改善に向けた指導助言を充実し，業務執行体制の強化に努めた。 3 徴税吏員の資質向上 徴税吏員が行うべき財産調査，滞納処分の手法について，具体的かつ実効性のある滞納整理が行えるよう関係機関との連絡・調整や情報提供を行ったほか，税務課主催の職員研修を充実・強化するとともに，全国地方税務協議会の徴収事務特別研修や自治大学校（税務専門課程）の「税務・徴収コース」などの専門的な研修を職員に受講させるなど，徴収担当の徴税吏員の資質向上に努めた。 4 滞納の新規発生の抑制 平成30年度における収入未済額の増加及び収入歩合の低下の原因は，高額の新規滞納事案の発生であったことから，課税情報を早期に把握するとともに高額・常習事案については，滞納整理の早期着手に努めた。 |

文書注意事項

| 機 関 名 | 事 項 の 内 容 | 講 じ た 措 置 の 内 容 |
|--------|---|---|
| 本庁 | | |
| 総務部税務課 | <p>県税の収入未済額は県全体で20億1,695万余円で、前年度より減少（収入歩合は改善）しているが、依然として多額となっている。</p> | <ol style="list-style-type: none"> 1 未収債権の解消と新規発生の抑制 総務部長を本部長とし，各地域振興局・支庁の総務企画部長等からなる県税滞納縮減特別対策本部会議で決定した県税滞納縮減特別対策に各地域振興局・支庁と一体となって取り組み，未収債権の解消及び新規発生の抑制を図ることとした。 2 納税意識の高揚促進 各種の広報媒体を活用し，納税意識の高揚，納期内納付の促進を図った。 |

| | | |
|------------------|--|---|
| | | <p>3 滞納の未然防止 コンビニ・クレジット納付等に加え，スマホ決済アプリによる納付方法を導入し，納税環境の整備により利便性向上を図ったほか，個人住民税については，市町村と連携し，個人住民税特別徴収制度の適正実施に向けた取組を推進するなど，滞納の未然防止に努めた。</p> <p>4 徴収体制の強化 引き続き，鹿児島市を対象に県税徴収対策官4人を集中配置（鹿児島市駐在）するとともに，令和元年度から，伊佐市及び姶良市を対象に，県税徴収対策官4人を集中配置（姶良・伊佐地域振興局）し，2班体制により，地方税法第48条引継ぎによる個人住民税の徴収体制を強化した。 熊毛・大島地区の市町村については，鹿児島地域振興局の県税徴収対策官及び所管支庁県税課と市町村職員において相互併任を行い，連携して個人住民税等の滞納整理を実施した。 平成29年度に稼働した滞納整理支援システムを活用し，交渉記録，財産調査の電子化等により組織的・効率的・効果的な滞納整理を強化した。</p> <p>5 徴収強化対策の実施 自動車税について「自動車税納税お知らせセンター」による電話での納税案内を行ったほか，「県下一斉給与差押え徴収強化期間」を設定し，給与・賞与の差押えを計画的に実施するなど，効果的な徴収対策に取り組んだ。</p> <p>6 高額滞納者等への対応 県税の高額・徴収困難事案については，鹿児島地域振興局の県税徴収対策官による搜索等，厳正な滞納処分を実施した。</p> |
| 総務部文化振興課（生活・文化課） | パソコンの物品事故により，損害が発生している。（1件 県負担額118,875円） | <p>1 再発防止の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 課内職場研修会において全職員に対し注意喚起した。 「令和元年度定期監査（前期）の結果について」（令和元年10月3日付け鹿児島県監査委員事務局長通知）により周知徹底を図った。 |
| 総務部世界文化遺産課 | 使用料の支出負担行為が遅延しているものがある。（7か月以上1件） | <p>1 再発防止の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 課内職員に会計事務処理について周知するとともに，適正な執行に努めるよう注意喚起した。 契約相手方と連絡調整を密に行うとともに，複数の職員で予算の執行状況や業務の進捗状況を確認するなど，事務の遅延がないよう業務管理の徹底を図ることとした。 |
| PR・観光戦略部かごしまPR課 | 業務委託の履行確認について，年度を越えて行っているも | <p>1 再発防止の対策 業務委託等に伴う事務処理について，年度内に行うよう担当者に指導するとともに，課</p> |

| | | |
|---------------|--|---|
| | のがある。(1件) | 内全職員に対し、適正な事務処理を行うよう周知・徹底を図った。 |
| 環境林務部環境林務課 | 林業・木材産業改善資金貸付金償還金の収入未済額は1,802万余円で、前年度より減少(収入歩合は低下)しているが、依然として多額となっている。 | <ol style="list-style-type: none"> 延滞債権回収対策 <ul style="list-style-type: none"> 償還のない債務者及び連帯保証人への電話や面談等による督促を行った。 分割償還している債務者、連帯保証人の状況調査を行った。 不定期償還者への定期償還要請、状況調査を行った。 新規延滞発生防止策等 <ul style="list-style-type: none"> 地域振興局や森林組合等と連携しながら、確認調査を実施し、経営状況の現状把握等を行った。 今年度定期償還分について、支払期日前に電話連絡等を行い、期限内の納入を促した。 |
| くらし保健福祉部社会福祉課 | 生活保護費返還金の収入未済額は県全体で8,751万余円で、前年度より増加(収入歩合は低下)し、多額となっている。 | <ol style="list-style-type: none"> 文書による関係機関への未収債権対策の周知徹底 「生活保護費返還金に係る収入未済額の解消について」(平成31年4月4日付けくらし保健福祉部長通知)により、周知徹底を図った。 未収債権の解消 「くらし保健福祉部未収債権回収ローラー作戦」を令和元年11月1日から令和2年2月29日まで実施し、本庁・出先機関の職員により組織的・集中的に債務者宅を訪問し、口座振替収納の促進や未収発生初期段階での償還督促、債権者の状況に応じた償還計画書の作成や分割納入の指導等を行い、未収債権の解消に努めた。 各種会議等を通じた未収債権対策の強化 地域振興局・支庁の地域保健福祉課等に対し、各種会議等で未収債権の発生防止と解消に努めるよう要請を行った。 また、生活保護法施行事務監査の際に、生活保護費返還金債権管理事務処理要領に基づく事務処理が遵守されているか確認し、必要な指導を行った。 |
| くらし保健福祉部障害福祉課 | 障害者自立支援基金整備事業補助金返還金の収入未済額は2,439万余円で、前年度と同額(収入歩合は同率)であり、依然として多額となっている。 | <ol style="list-style-type: none"> 債権回収対策 <ul style="list-style-type: none"> 当該NPO法人については、平成28年3月31日付けで法人設立認証が取り消され、平成28年4月7日付けで清算法人へ移行した。法人の資産と債務の状況を確認したところ、債務が超過状況であると推察され、法人の不動産について他優先債権者が差押えを実行している。 一部資産について他の債権者が競売を実行したため、平成29年8月21日付けで鹿児島地方裁判所に対して配当要求を行い、平成30年10月10日付けで県の配当がない旨の |

| | | |
|-----------------------|--|--|
| | | <p>通知がなされた。</p> <ul style="list-style-type: none"> 法人不動産のうち、未登記物件の状況を確認し、売却がなされた場合の売却益に対する配当要求を的確に行い、回収に努めることとした。 |
| <p>くらし保健福祉部子ども家庭課</p> | <p>母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金の収入未済額は県全体で1億6,850万余円で、前年度より減少（収入歩合は改善）しているが、依然として多額となっている。</p> <p>児童福祉費負担金の収入未済額は県全体で5,280万余円で、前年度より増加（収入歩合は低下）し、多額となっている。</p> | <p>1 債権回収対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 口座振替収納の促進や未収発生初期段階での償還督促、債務者の状況に応じた償還計画書の作成や分割納入の指導、貸付決定時における償還への意識高揚の徹底、連帯借受人である子どもへの指導等を行い、未収債権の解消に努めることとした。 出先機関に対して、「令和元年度定期監査の結果に関する報告における改善等の措置について」（令和元年12月6日付け子ども家庭課長通知）により周知徹底を図った。 「くらし保健福祉部未収債権回収ローラー作戦（実施期間：令和元年11月1日～令和2年2月29日）」において、本庁・出先機関の職員が組織的・集中的に債務者宅を訪問し、指導等を行い、未収債権の解消に努めることとした。 |
| <p>くらし保健福祉部子育て支援課</p> | <p>補助金の支出負担行為が遅延しているものがある。（8か月以上1件）</p> | <p>1 再発防止の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和元年度定期監査（前期）の結果について課内職員に周知し、適正な会計事務処理について適正な執行に努めるよう注意喚起した。 また、令和元年度分については、補助事業者からの交付申請書を受理後、速やかに支出負担行為票を起票した。 |
| <p>商工労働水産部商工政策課</p> | <p>行政代執行に係る弁償金の収入未済額は4億4,761万余円で、前年度と同額（収入歩合は同率）であり、依然として多額となっている。</p> | <p>1 債権回収対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 法人登記調査を行い法人の存在を確認するとともに、金融機関及び生命保険会社に対する債務者に係る財産調査を実施した。 債務者である法人の代表者と面談を行い、債務についての確認を行うとともに、弁償金の納入について督促を行った。 |
| <p>商工労働水産部経営金融課</p> | <p>中小企業支援資金貸付金償還金の収入未済額は14億9,768万余円で、前年度より減少（収入歩合は低下）しているが、依然として多額となっている。</p> | <p>1 債権管理体制の整備</p> <p>「債権管理マニュアル」に基づき、債権を「正常債権A」から「回収不能債権F」までの6区分に分類し、これに対応した具体的な債権管理の方針を定めて債権の管理、回収に努めた。</p> <p>2 具体的な未収債権対策</p> <p>主債務者等に対する徹底した償還督促や抵当不動産に係る債権差押えを実施した。</p> |
| <p>商工労働水産部雇用労政課</p> | <p>ふるさと雇用再生特別基金事業業務委託に係る過年度返還金等の収入未済額は3,138万余円で、前</p> | <p>1 債権回収対策</p> <p>債務者の生活状況や収入状況等を確認しながら、償還計画書等を徴するなどその解消に向けた取組を行った。（債務者から債務額の一部（4万円）の納付）</p> |

| | | |
|----------------------|---|---|
| | 年度より減少（収入歩合は同率）しているが、依然として多額となっている。 | |
| 商工労働水産部水産振興課 | 沿岸漁業改善資金貸付金償還金の収入未済額は4,635万余円で、前年度より減少（収入歩合は低下）しているが、依然として多額となっている。 | 1 債権回収対策 <ul style="list-style-type: none"> 債権管理マニュアルに基づき、主債務者及び連帯保証人に対し、文書、電話、訪問等による督促を行うなど、未収債権の回収に努めた。 過去に遅滞したことがある者に対する償還期日到来の通知などにより未収債権発生の未然防止に努めた。 |
| | 補助金の支出負担行為が遅延しているものがある。（8か月以上1件） | 1 再発防止の対策 <ul style="list-style-type: none"> 新任職員には会計課主催の研修受講を必須とするとともに、担当任せにせず各係で進捗をチェックしあう体制を確立した。 毎月行う課行事打合せにおいて、係業務の進捗管理を行うよう、各係長に対し繰り返し注意喚起を行った。 職場研修で全職員へ改めて周知・指導した。 |
| | 公用車の物品事故により、損害が発生している。（1件 県負担額103,680円） | 1 再発防止の対策 <p>公用車を利用する際は、運転手以外の場合でも周囲の状況に十分注意して行動するよう、職場研修で改めて指導を行った。</p> |
| 農政部農業経済課 | 農業改良資金貸付金償還金の収入未済額は1億6,658万余円で、前年度より減少（収入歩合は低下）しているが、依然として多額となっている。 | 1 債権回収対策 <ul style="list-style-type: none"> 債権管理マニュアルに基づき、主債務者等に対し、文書催告や電話督促のほか、関係機関と連携し必要に応じて面談調査を実施した。 特に、昨年度入金がなかった者や回収困難者については、より着実な回収を図るため、重点的に主債務者及び連帯保証人との面談調査を実施するとともに、資産調査等も行いながら、延滞解消に取り組んだ。 |
| 農政部鹿児島中央家畜保健衛生所徳之島支所 | 自主検査の実施及び知事への報告が遅延している。（1か月以上2件） | 1 再発防止の対策 <ul style="list-style-type: none"> 職員会議等で相互に注意を呼び掛け、チェック体制を強化した。 行事予定表などに記載するなど、スケジュール管理を強化し、失念防止を図った。 |
| 土木部監理課 | 損害賠償請求に伴う契約違約金の収入未済額は2億8,411万余円で、前年度と同額（収入歩合は同率）であり、依然として多額となっている。 | 1 債権回収対策 <ul style="list-style-type: none"> 監理課の債権管理マニュアルに基づき、法人の登記内容や代表取締役の住所地の確認をするとともに、債務者に対し状況確認及び支払能力等の把握のための訪問や架電を行った。また、資産状況の確認のために関係機関に調査の実施等を行った。 上記のとおり未収債権の解消に努めていたが、債務者から消滅時効援用の申し出があったため、弁護士相談により消滅時効の要件を満たすことを確認した。 |

| | | |
|----------|--|--|
| | | <ul style="list-style-type: none"> 時効援用により、債権の消滅時効が完成したことから、不納欠損処理の要件に該当したため、関係機関（国土交通省、関係市町村）に連絡・調整をした後、不納欠損処理を行った。 |
| | 美術工芸品の管理が適正でないものがある。（1件） | 1 再発防止の対策 <ul style="list-style-type: none"> 全ての備品の現物確認を行うとともに、台帳整理を行った。 課内会議により、物品の適正管理について注意喚起を行った。 「備品の照合確認の確実な実施について」（平成30年6月1日付け出納局会計課長通知）により、職員へ周知徹底を図った。 |
| 土木部砂防課 | 行政代執行に係る弁償金の収入未済額は1億9,390万余円で、前年度より減少（収入歩合は同率）しているが、依然として多額となっている。 | 1 債権回収対策 <ul style="list-style-type: none"> これまでに、土地20筆、建物7棟及び預貯金の差押えを行っており、今後も鹿児島地域振興局と一体となって、相手方との直接交渉、差押え不動産の換価手続、財産調査の実施等を行っていくこととした。 |
| 土木部港湾空港課 | 港湾使用料（港湾整備事業特別会計）の収入未済額は2,728万余円で、前年度より減少（収入歩合は低下）しているが、依然として多額となっている。 | 1 未収債権の解消及び発生の未然防止対策 <ul style="list-style-type: none"> 債権管理マニュアルに基づき、電話や文書による督促、職員の戸別訪問等を実施した。 一括納入が困難な者に対しては、分割納入計画書を提出させ、計画的な納入を履行するよう指導した。 担当者会議において、未収債権の発生防止と解消に努めるよう各地域振興局等へ要請を行った。 |
| 土木部建築課 | 県営住宅使用料の収入未済額は県全体で1億5,442万余円で、前年度より減少（収入歩合は低下）しているが、依然として多額となっている。 | 1 未収債権の解消及び発生の未然防止対策 <ul style="list-style-type: none"> 現年度・過年度それぞれに「目標徴収率」を設定し、目標達成に努めた。 通常の督促に加えて、8月、12月、年度末（出納閉鎖期間を含む。）を滞納整理強化月間と位置付け、集中的に夜間督促を実施した。 毎月、所属別徴収実績を地域振興局等に通知することにより、徴収状況の進行管理の徹底を図った。 連帯保証人に対する入居時の説明を徹底するとともに、3か月以上滞納している入居者からの納付が見込まれないと判断される場合には、連帯保証人に対し、債務保証の履行請求を行うよう、担当者会議において各地域振興局等へ周知した。 退去滞納者については、現状を把握の上、債権分類を行い適正な債権管理に努めるとともに、分類に応じた督促等を実施するよう、担当者会議において各地域振興局等へ |

| | | |
|-----------------|--|---|
| | | <p>周知した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 回収困難な退去者に係る滞納家賃回収業務を弁護士法人に委託し、更なる未収債権の圧縮を図った。 今回の定期監査の結果を受けて、全地域振興局等に対して、収入未済額の解消に、より一層取り組むよう通知した。 |
| | <p>県営団地集会所の屋根ふき材が飛散し、団地入居者の車両を損傷したため、県に損害が発生している。（1件 県負担額907,232円）</p> | <p>1 再発防止の対策</p> <p>被害後に通知した「県営住宅の日常的及び定期的な点検について」（平成30年10月26日付け通知）により安全対策の徹底を図り、出先機関関係職員が集まる会議（令和元年7月19日開催）においても改めて注意喚起を行った。</p> |
| 出納局管財課 | <p>公用車の物品事故により、損害が発生している。（1件 県負担額538,521円）</p> | <p>1 再発防止の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 課内職員に対して、安全確認の重要性を周知するとともに、細心の注意を払い運転するよう、改めて注意を喚起した。 平成31年3月に開催した交通安全法令講習会において、公用車の安全運転及び交通事故防止の徹底を図った。 |
| 地域振興局・支庁 | | |
| 南薩地域振興局総務企画部 | <p>県税の収入未済額は1億2,978万余円で、前年度より減少（収入歩合は改善）しているが、依然として多額となっている。</p> | <p>1 県税滞納縮減対策本部会議の開催</p> <p>総務部長を本部長、各地域振興局及び支庁の総務企画部長を本部員とする「県税滞納縮減特別対策本部会議」を開催し、各地域振興局等における前年度の滞納整理実施状況に対する意見交換、本年度における滞納縮減目標額の設定及び縮減特別対策の方針などを決定し、「県下一斉給与差押え徴収強化期間」による給与等の計画的な差押えなど、滞納縮減特別対策を着実に実施した。</p> <p>2 業務執行体制の強化</p> <p>事務処理マニュアル等の活用により、適正かつ効率的な事務処理を図るとともに、県税事務執行状況調査の実施による業務に係る専門的調査や業務改善に向けた指導助言を充実し、業務執行体制の強化に努めた。</p> <p>3 徴税吏員の資質向上</p> <p>徴税吏員が行うべき財産調査、滞納処分の手法について、具体的かつ実効性のある滞納整理が行えるよう関係機関との連絡・調整や情報提供を行ったほか、税務課主催の職員研修を充実・強化するとともに、全国地方税務協議会の徴収事務特別研修や自治大学校（税務専門課程）の「税務・徴収コース」などの専門的な研修を職員に受講させるなど、徴収担当の徴税吏員の資質向上に努めた。</p> |
| 北薩地域振興局総務企画部 | <p>県税の収入未済額は2億6,273万余円で、前年度より減少（収入歩合は改善）しているが、依然として多額となっている。</p> | |
| 始良・伊佐地域振興局総務企画部 | <p>県税の収入未済額は2億9,649万余円で、前年度より減少（収入歩合は改善）しているが、依然として多額となっている。</p> | |
| 大隅地域振興局総務企画部 | <p>県税の収入未済額は2億5,423万余円で、前年度より減少（収入歩合は改善）しているが、依然として多額となっている。</p> | |
| 鹿児島地域振興局 | <p>児童福祉費負担金</p> | |
| | | <p>1 文書による関係機関への未収債権対策の周</p> |

| | | |
|-------------------|---|---|
| 興局保健福祉環境部 | の収入未済額は2,262万余円で、前年度より減少（収入歩合は低下）しているが、依然として多額となっている。 | <p>知徹底</p> <p>「令和元年度定期監査の結果に関する報告における改善等の措置について」（令和元年12月6日付け子ども家庭課長通知）及び「生活保護費返還金に係る収入未済額の解消について」（平成31年4月4日付けくらし保健福祉部長通知）により周知徹底を図った。</p> |
| 始良・伊佐地域振興局保健福祉環境部 | <p>母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金の収入未済額は2,035万余円で、前年度より増加（収入歩合は改善）し、多額となっている。</p> <p>児童福祉費負担金の収入未済額は1,248万余円で、前年度より増加（収入歩合は低下）し、多額となっている。</p> <p>生活保護費返還金の収入未済額は1,101万余円で、前年度より増加（収入歩合は改善）し、多額となっている。</p> | <p>2 未収債権の解消</p> <p>「くらし保健福祉部未収債権回収ローラー作戦（実施期間：令和元年11月1日～令和2年2月29日）」において、本庁・出先機関の職員により組織的・集中的に債務者宅を訪問し、口座振替収納の促進や未収発生初期段階での償還督促、債務者の状況に応じた償還計画書の作成や分割納入の指導等を行い、未収債権の解消に努めた。</p> |
| 大隅地域振興局保健福祉環境部 | <p>生活保護費返還金の収入未済額は2,890万余円で、前年度より増加（収入歩合は低下）し、多額となっている。</p> <p>母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金の収入未済額は2,734万余円で、前年度より減少（収入歩合は低下）しているが、依然として多額となっている。</p> | <p>1 文書等による関係機関への未収債権対策の周知徹底</p> <p>地域振興局等に対しては、次の通知等により、収入未済額の解消に努めるよう指導し、また、今回の定期監査の結果を受け、収入未済額の解消に一層取り組むよう通知した。</p> |
| 大島支庁徳之島事務所 | 生活保護費返還金の収入未済額は2,387万余円で、前年度より増加（収入歩合は低下）し、多額となっている。 | |
| 南薩地域振興局建設部 | 県営住宅使用料の収入未済額は1,386万余円で、前年度より減少（収入歩合は低下）しているが、依然として多額とな | |

| | | |
|---------------|--|--|
| | っている。 | |
| 北薩地域振興局建設部 | 県営住宅使用料の収入未済額は2,174万余円で、前年度より増加（収入歩合は低下）し、多額となっている。 | <ul style="list-style-type: none"> 現年度・過年度の所属別目標徴収率を設定し、通知 通常の督促に加えて、8月、12月、年度末（出納閉鎖期間を含む。）を滞納整理強化月間と位置付け、集中的な夜間督促を実施 徴収状況の進行管理を徹底するため、毎月、所属別徴収実績を通知 連帯保証人及び退去滞納者に対する取組について担当者会議で指導 |
| 大隅地域振興局建設部 | 県営住宅使用料の収入未済額は4,580万余円で、前年度より減少（収入歩合は低下）しているが、依然として多額となっている。 | <ol style="list-style-type: none"> 未収債権の解消及び発生の未然防止対策 <ul style="list-style-type: none"> 指定管理者と緊密に連携をとりながら、自宅訪問や個別面談等、電話による督促を実施した。 新規入居者への事前説明、連帯保証人への面談を通し、住宅使用料の納入等入居ルールの説明を行い、新たな滞納の未然防止に努めた。 滞納が発生した場合、滞納者には電話にて確認を行うとともに、督促状を送付し、早い段階での滞納解消のための催促に努めた。 滞納整理月間（8月、12月及び年度末）における夜間督促の対象者の状況整理、納入指導を強化した。 |
| 大島支庁建設部 | 県営住宅使用料の収入未済額は2,139万余円で、前年度より増加（収入歩合は改善）し、多額となっている。 | <ul style="list-style-type: none"> 新規入居者への事前説明、連帯保証人への面談を通し、住宅使用料の納入等入居ルールの説明を行い、新たな滞納の未然防止に努めた。 滞納が発生した場合、滞納者には電話にて確認を行うとともに、督促状を送付し、早い段階での滞納解消のための催促に努めた。 滞納整理月間（8月、12月及び年度末）における夜間督促の対象者の状況整理、納入指導を強化した。 |
| 鹿児島地域振興局総務企画部 | 平成30年度と同様、旅費の支払漏れがある。（1件） | <ol style="list-style-type: none"> 再発防止の対策 <ul style="list-style-type: none"> 文書回覧による旅費管理の注意喚起 支払漏れ等旅費の管理について部内各課へ回覧し、一層の注意を喚起した。 処理状況一覧による各課への周知 毎月の旅費の処理状況一覧を作成し、旅費担当から部内各課へ確認させることとした。 |
| 鹿児島地域振興局農林水産部 | 入札参加資格審査誤り等により、落札決定を取り消しているものがある。（2件） また、設計額の積算誤りにより入札を中止し、入札をやり直しているものがある。（2件） | <ol style="list-style-type: none"> 再発防止の対策 チェックリストを新たに作成し、担当係以外の課内全係で分担して確認を行う体制を構築し、課全体でチェック体制を行う改善措置を行った。 |
| 鹿児島地域振興局建設部 | 行政代執行に係る弁償金の収入未済額は1億9,390万余円で、前年度より減少（収入歩合は同率）しているが、依然として多額となっている。 | <ol style="list-style-type: none"> 債権回収対策 <ol style="list-style-type: none"> 行政代執行に係る弁償金について <ul style="list-style-type: none"> 令和元年8月に行った金融機関に対する預貯金調査の結果、7,592円の残高が確認できたことから、同年11月1日に差押えを行った。 これまでに、土地20筆、建物7棟及び預貯金の差押えを行っているが、今年度は新 |

| | | |
|----------------|---|--|
| | <p>港湾使用料の収入未済額は1,843万余円で、前年度より増加（収入歩合は低下）し、多額となっている。</p> | <p>たに調査対象機関を拡大し、県内に営業所等を有する預貯金取扱金融機関、生命保険会社、損害保険会社及び県内市町に対して財産調査を行った。</p> <p>(2) 港湾使用料について</p> <ul style="list-style-type: none"> 定期的な訪問、電話及び文書による催促を行った。 滞納者へ分割納入計画書の提出を依頼した。 申請時の決算書提出による経営状況の的確な把握を行った。 |
| | <p>指名通知書の不備により落札決定を取り消し、入札のやり直しを行っているものがある。（1件）</p> <p>また、指名推薦委員会における入札参加業者選定の誤りにより入札を中止し、入札のやり直しを行っているものがある。（1件）</p> | <p>1 再発防止の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 工事事務の手引等既存資料を修正の上使用することとした。また、指名通知書確認を徹底することとした。 指名推薦委員会時における資格審査の徹底を図った。（指名選定基準を参照し、格付等に誤りがないか確認することとした。） |
| 南薩地域振興局保健福祉環境部 | <p>旅費の概算払について、旅行完了後1週間を超えて精算を行っているものがある。（1か月以上1件 返納額21,419円）</p> | <p>1 再発防止の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 概算旅行命令取消の際は、所属課決裁の上、上席者及び旅行命令権者から総務担当課に連絡することとした。 旅費の返納が生じた際の処理について全職員に周知した。 部内会議等で注意を喚起した。 |
| 南薩地域振興局農林水産部 | <p>漁港占用料の調定が遅延しているものがある。（3か月以上3件160,102円、4か月以上1件8,832円）</p> | <p>1 再発防止の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 納付書の送付漏れの防止対策として、関係書類との照合や収納状況の確認について、所属内のチェック機能を強化することとした。 |
| 南薩地域振興局建設部 | <p>補償費等の支出負担行為が遅延しているものがある。（6か月以上1件、1か月以上1件）</p> | <p>1 再発防止の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 再発を防止するため、処理期限等に留意しながら、計画的な業務遂行に努めるよう、職員会議や職員面談等において、注意喚起を行った。 水道管移設の補償について、その実施の有無や必要な書類の作成、提出について、職員が失念することのないよう、必要な関係書類の作成や提出の漏れがないか、進行管理をするため、業務進捗会議の中で確認をし、情報共有を図った。 複数の職員で支出負担行為が起票されているか、確認を徹底することとした。 |
| | <p>入札に参加できない者を入札に参加させ</p> | <p>1 再発防止の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 分割発注については、辞退扱いとなる業 |

| | | |
|---------------|--|--|
| | <p>たことにより、落札決定を取り消しているものがある。(1件)</p> <p>また、設計書の積算誤り(建設産廃物及び切土発破防護柵等)により入札を中止し、入札のやり直しを行っているものがある。(5件)</p> | <p>者の確認がしやすい資料を作成するなど、事前準備を十分に行った上で開札を行うこととした。</p> <ul style="list-style-type: none"> 残土処理において、副産物協議会等やそれ以外の情報収集が不足しており、未確定情報が多かった。今後は、関係機関及び市町村からの情報を常に把握して、調整が確定してからの工事発注を行い、設計図書の精度を高めることとした。 |
| | <p>交通事故が複数あり、公用車等に損害が発生している。(2件 県負担額955,245円)</p> | <p>1 再発防止の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 加世田地区交通安全法令講習会の受講や職場研修での交通安全法令講習会を開催し、交通事故・交通法令違反防止への意識の徹底を図った。 建設部職員の安全運転の心構え(交通法令の遵守と交通事故防止のために)を作成し、事務室等へ掲示するとともに周知を図った。 毎月の建設部係長等会議等で、注意喚起を行った。 各種通知文を全職員に回覧し、交通事故防止に対する意識の向上を図った。 |
| 北薩地域振興局農林水産部 | <p>標準積算システムの設定誤りにより落札決定を取り消し、入札のやり直しを行っているものがある。(1件)</p> | <p>1 再発防止の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 必要なコードが欠落していたことによるシステムエラーであったため、運用保守業務を委託している供給元に対し、標準積算システムの修正を依頼した。 |
| 北薩地域振興局建設部 | <p>設計業務費の積算誤りや照査数量が実施設計書と閲覧設計書で異なっていたことにより入札を中止し、入札のやり直しを行っているものがある。(2件)</p> <p>また、設計書の記載誤りにより開札日を延期したものがある。(1件)</p> | <p>1 再発防止の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員へ同様の誤りを防止するため、誤り内容の周知を図った。 職員同士での相互チェックの再徹底を図った。 設計担当者の設計書作成事務チェックリストによる確認と、精査者及び総括精査者による精査の徹底と閲覧設計書の確認の徹底を図った。 |
| 始良・伊佐地域振興局建設部 | <p>公用車の物品事故により、損害が発生している。(1件 県負担額135,000円)</p> | <p>1 再発防止の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員監査・委員監査結果については、全職員に回覧したほか、各職員には今後も機会を捉えて交通規則等の遵守、安全運転の励行等の重要性について周知徹底を図ることとした。 出張等で公用車等を使用する際には声掛けをすることで注意を喚起し、交通違反や事故防止に努めることとした。 |

| | | |
|----------------|---|---|
| 大隅地域振興局保健福祉環境部 | 平成30年度と同様、旅費の支払漏れがある。(1件) | <p>1 再発防止の対策等</p> <ul style="list-style-type: none"> 支払漏れの旅費については、令和元年7月25日に支払済み 「公用車使用伺簿」、「私有車使用伺簿」と「旅行命令」の突合を徹底し、旅行命令の入力漏れがないようチェック体制の充実・強化を図り、再発防止に努めることとした。 |
| | 交通事故により、公用車に損害が発生している。(1件 県負担額174,538円) | <p>1 再発防止の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 常日頃、研修や職場において、交通安全について注意喚起を行っているところであるが、再度、交通法令遵守を心掛け、気を引き締めて安全運転を行うよう注意喚起を行った。 公用車使用伺簿及び私有車使用伺簿に、交通事故防止の「年間重点3項目」及び「習慣10項目を」ファイルリングし、「月毎重点項目」をしおりにすることで、自動車出張する際に注意喚起することとした。 |
| 大隅地域振興局農林水産部 | <p>電子成果品作成費の対象経費に係る設計書の積算誤りなどにより入札を中止し、入札のやり直しを行っているものがある。(2件)</p> <p>また、受託者名及び最低制限価格の設定に関する記載内容の誤りにより一般競争入札公告を中止し、やり直しを行っているものがある。(1件)</p> | <p>1 再発防止の対策</p> <p>(1) 電子成果品作成費の対象経費について</p> <ul style="list-style-type: none"> 「入札事務誤り防止対策」について、課内全職員へ周知徹底を行い、意識高揚を図った。また、農地保全課による技術研修を受講し、再発防止のための資質向上を図った。 職員会議において、課内全職員へ今回の事例を示し注意を喚起することにより、再発防止の徹底を図った。 積算書の作成時は、複数体制で積算書のチェックを行うこととした。 <p>(2) 受託者名及び最低制限価格の設定について</p> <ul style="list-style-type: none"> 入札・契約に係る制度改正等の内容確認を再度行った。また、工事事務係全職員へ今回の事例を示し注意を喚起することにより、再発防止の徹底を図った。 一般競争入札公告実施の起案の際、農林水産総務課と林務水産課が連携を密にしながら、内容に誤りがないか複数体制でチェックを行った。 |
| 大隅地域振興局建設部 | 修繕料等の支出負担行為が遅延しているものがある。(6か月以上17件、4か月以上1件、3か月以上1件) | <p>1 再発防止の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 各担当者ごとに進行管理表を作成し、課共有フォルダーを活用し、遅延が生じないように確認を行うこととした。 用地係進行管理打合せにおいて、各自の負担行為の起票確認を実施した。 毎月月末に開催される用地係会において、特に負担行為の遅延がないよう注意喚起を行った。 |
| | トラック資材運搬 | <p>1 再発防止の対策</p> |

| | | |
|-------------|--|--|
| | 費に係る設計書の積算誤りにより入札を中止し、入札のやり直しを行っているものがある。(1件) | <ul style="list-style-type: none"> 職員へ同様の誤りを防止するため、誤り内容の周知を図った。 職員同士での相互チェックの再徹底を図った。 設計担当者の設計書作成事務チェックリストの確認と、精査者及び総括精査者による精査の徹底を図った。 |
| 熊毛支庁保健福祉環境部 | 平成30年度と同様、旅費の支払漏れがある。(1件) | 1 再発防止の対策等 <ul style="list-style-type: none"> 支払漏れの旅費については、過年度払の手続後、支払済み 庶務事務システムのデータ一覧を出力し、旅行命令簿等と合わせて庶務係内及び出張者でダブルチェックし、漏れや誤りを防止することとした。 |
| 熊毛支庁農林水産部 | 平成29年度に支払うべき用地費を、平成30年度に支払っているものがある。(1件 29,582円) | 1 再発防止の対策 <ul style="list-style-type: none"> 繰越の漏れがないようにするため、事務及び工事担当によるチェック体制を確立した。 職員会議で注意を喚起した。 |
| 熊毛支庁建設部 | 交通事故により、公用車等に損害が発生している。(1件 県負担額271,450円) | 1 再発防止の対策 <ul style="list-style-type: none"> 事故発生日に緊急に職員を集め交通事故防止に対する周知をした。 各種通知文を全職員に回覧し、交通事故防止に対する意識の持続や向上を図っている。 課内会議や年末年始、大型連休前などあらゆる機会を通じて交通事故防止について指導徹底を図っている。 交通事故防止について、今後も継続して指導を続けていくこととした。 熊毛地区安全法令講習会の受講や職場研修での交通事故防止、法令違反防止への意識付けや周知を図った。 |
| 大島支庁保健福祉環境部 | 報償費の支払が遅延しているものがある。(6か月以上1件) 補助金の支出負担行為が遅延しているものがある。(6か月以上1件) | 1 再発防止の対策 (1) 報償費の支払について <ul style="list-style-type: none"> 事業担当係の事業実施起案を報償費担当者へ確実に合議すること、また、事業終了後は速やかに必要書類等を報償費担当係へ提出することを確認し、各係長が進捗確認を行うようチェック体制を強化した。 所属職員には、適正な会計事務処理について周知し、適正な執行に努めるよう注意喚起した。 (2) 補助金の支出負担行為について <ul style="list-style-type: none"> 補助金の交付決定は、補助金の令達後に、支出負担行為と同時決裁とすることとした。 支出負担行為の処理漏れがないか、事業担当係と経理担当係の複数で進捗管理を行うようチェック体制を強化した。 |
| | 交通事故により、公用車等に損害が発 | 1 再発防止の対策 <ul style="list-style-type: none"> 職場研修、係長等会議、職員会議などあ |

| | | |
|-----------------|---|---|
| | 生している。(1件 県負担額128,547 円) | らゆる機会を通じて職員の交通事故防止等 について注意喚起を行った。 ・ 管財課長通知, 大島支庁総務企画課から の文書等により, 職員の交通事故防止等の 一層の注意喚起について周知を図った。 |
| 大島支庁建設 部 | 現金収納した係船 料について, 金融機 関への払込みが遅延 しているものがある。 (1件 31日) 出納員名義の通帳 に振り込まれた奄美 空港土地使用料につ いて, 金融機関への 払込みが遅延してい るものがある。(1 件 24日) | 1 再発防止の対策 (1) 現金収納した係船料について ・ 係船料の収納があった場合は, 即時, 現 金証券出納簿への記載を行うこととした。 ・ 金庫での一時保管を行う場合には, 係内 での情報共有を徹底し, 再発防止に努め ることとした。 (2) 出納員名義の通帳に振り込まれた土地使 用料について ・ 出納員口座の入金確認を徹底し, 建設部 内の連携を密とすることで再発防止に努め ることとした。 |
| 大島支庁瀬戸 内事務所 | 委託料の支出負担 行為が遅延してい るものがある。(6か 月以上1件) | 1 再発防止の対策 ・ 職員監査終了後, 指摘のあった内容につ いて全職員に周知するとともに, 支出負担 行為の時期が遅延することのないように注 意喚起を行った。 ・ 事業の実施時期を総務課職員が把握し, 支出負担行為が遅延しないよう執行管理を 行うこととした。 |
| | 新積算システムへ の入力誤りに伴う設 計書の積算誤りによ り入札を中止し, 入 札のやり直しを行っ ているものがある。 (1件) | 1 再発防止の対策 ・ 職員への危機意識の再徹底を図った。 ・ 職員同士での相互チェックの再徹底を図 った。 ・ 設計担当者の設計書作成事務チェックリ ストの十分な確認と, 精査者及び総括精査 者による精査の徹底を図った。 |
| 大島支庁沖永 良部事務所 | 県営住宅使用料の 変更調定が遅延し ているものがある。 (4か月以上1件 191,306円) | 1 再発防止の対策 ・ 住宅政策室のシステム処理に合わせて財 務会計システムも適正に処理するよう職員 へ注意喚起した。 ・ 複数の職員で業務の進捗状況を確認する などして, 業務が担当者任せにならないよ う指導するとともに, 業務の遅滞がないよ う業務管理の徹底を図るよう指導した。 |
| | 設計システムの調 査項目及び直接人件 費の積算誤りによ り入札を中止し, 入 札のやり直しを行っ ているものがある。 (2件) | 1 再発防止の対策 ・ 設計書のチェックに必要な積算根拠の添 付漏れがあったことから, 今後は積算根拠 を省略することなく全て添付することとし た。 ・ 積算チェックリストに今回の事案に係る 項目を追加し, 更なる設計書精査の徹底を 図った。 |

文書注意事項〔教育委員会〕

| 機 関 名 | 事 項 の 内 容 | 講 じ た 措 置 の 内 容 |
|-------|-----------|-----------------|
|-------|-----------|-----------------|

| | | |
|------------|---|---|
| 総務福利課 | 平成29年度の教職員住宅入居料の徴収事務に誤りがあり、平成30年度に支出しているものがある。(1件 77,760円) | 1 再発防止の対策 各管理所属に対し、入退去事務における再発防止策を周知し、入退居発生の有無に関わらず、毎月の入居料引去り確認等を徹底するよう指導した。 |
| 教職員課 | 諸収入（一般の退職手当等の返納）の収入未済額は2,615万余円で、前年度と同額（収入歩合は同率）であり、依然として多額となっている。 | 1 事後処理等 債務者の状況確認や、督促、催告、面談等により、収入未済の解消に努めたが、平成30年度中の納入はなかった。 平成31年3月に裁判所から債務者の破産手続が開始された旨通知があったため、今後、破産手続について適切に対応する。 |
| | 委託料等の支出負担行為が遅延しているものがある。(6か月以上1件、3か月以上3件、1か月以上2件) | 1 再発防止の対策 文書注意事項を関係職員へ周知し、迅速かつ適切な事務処理に努めるよう指導を行った。 |
| 人権同和教育課 | 地域改善対策高等学校等奨学資金返還金の収入未済額は1億1,781万余円で、前年度より減少（収入歩合は低下）しているが、依然として多額となっている。 | 1 債権回収対策 地域改善対策高等学校等奨学資金返還金の収入未済額については、新規発生の未然防止のため、奨学資金返還用の納入通知書送付時に、文書により返還方法等を周知するなど返還意識の高揚に努めるとともに、生活困窮等による納入困難者については、免除制度の周知を図っている。 また、未納者に対しては、未納状況を示し返還計画の提出を求める督促状の発送に加え、未納状況を把握するために自宅訪問を行い、個々に応じた細やかな納付指導をするなどして、収入未済額の解消に努めている。 今後も奨学生や家族のプライバシーの保護に細心の注意を払いながら、自宅訪問による面会や電話等で督促や分割納入等の納入指導及び免除制度の周知に取り組み、更なる収入未済額の解消や新規滞納者の未然防止に努めて参りたい。 |
| 始良・伊佐教育事務所 | 平成28年度に支払うべき給料の調整額を、平成30年度に支払っているものがある。(1件 33,000円) 平成28年度から平成29年度までの給料の調整額に誤りがあり、平成30年度に返納しているものがある。(1件 243,645円) | 1 事後処理等 電算入力報告漏れについては、事務所内の入力前と入力後の複数でのチェックを給料の調整額支給者一覧で確実にを行った。 2 再発防止の対策 学校に対して、管理職研修会、事務職員研修会及び教育事務所の事務指導において、過年度支出及び返納の現状について説明し、複数の検査補助者による実効性のある自主検査の実施等、防止について徹底するよう強く指導するとともに、全ての教職員が、自らの手当が支給されているか確認するといった取組 |

| | | |
|--|----|----------------------|
| | 円) | を進められるよう管理職研修会で指導した。 |
|--|----|----------------------|

文書注意事項〔公安委員会〕

| 機 関 名 | 事 項 の 内 容 | 講 じ た 措 置 の 内 容 |
|-------|--|--|
| 警察本部 | パソコンの物品事故により、損害が発生している。(1件 県負担額44,826円) | 事故当事者に対する個別指導を行うとともに、各種会議において、再発防止の指示・教養を実施した。 |
| | 公用車の物品事故が複数あり、損害が発生している。(8件 県負担額215,967円) | 1 各種会議において、再発防止の指示・教養を実施した。 2 事故当事者全員を対象とした運転技能向上のための講習を行い、再発防止に向けた運転訓練を実施した。 |
| | 交通事故が複数あり、公用車等に損害が発生している。(9件 県負担額830,326円) | |

(別表) 実施機関及び実施機関ごとの実施時期

| 機 関 名 | 実 施 時 期 |
|----------|--|
| 総 務 部 | 秘書課 人事課 学事法制課 市町村課 財政課 税務課 総務事務センター 文化振興課(生活・文化課) 世界文化遺産課 青少年男女共同参画課 暮らし共生協働課(共生・協働推進課) 人権同和対策課 |
| 企 画 部 | 企画課 情報政策課 地域政策課 エネルギー政策課 離島振興課 交通政策課 統計課 |
| PR・観光戦略部 | かごしまPR課 広報課 観光課 国際交流課 |
| 環境林務部 | 環境林務課(地球温暖化対策課) 廃棄物・リサイクル対策課 自然保護課 環境保全課 森林経営課 かごしま材振興課 森づくり推進課 |
| 暮らし保健福祉部 | 保健医療福祉課 国民健康保険課 社会福祉課 健康増進課 障害福祉課 生活衛生課 薬務課 子ども家庭課 子育て支援課 高齢者生き生き推進課 |
| 商工労働水産部 | 商工政策課 経営金融課 産業立地課 雇用労政課 水産振興課(制海, おおすみを含む。) 漁港漁場課 |
| 農 政 部 | 農政課(食の安全推進課) 農村振興課 農業経済課 経営技術課(食の安全推進課) 農産園芸課 畜産課 農地整備課 農地保全課 農業開発総合センター熊毛支場 農業開発総合センター大島支場 鹿児島中央家畜保健衛生所大島支所 鹿児島中央家畜保健衛生所徳之島支所 |
| 土 木 部 | 監理課 道路建設課 道路維持課 河川課 砂防課 港湾空港課 都市計画課 建築課 |
| 危機管理防災局 | 危機管理課(危機管理防災課) 原子力安全対策課 消防保安課(防災航空センターを含む。) |
| 国体・全国障 | 総務企画課 施設調整課 競技式典課 全国障害者 |

| | | |
|------------|--|------------------------------|
| 害者スポーツ大会局 | スポーツ大会課 競技力向上対策課 | ～ 8月6日 |
| 出納局 | 会計課 管財課 | 令和元年5月29日 ～ 9月20日 |
| 鹿児島地域振興局 | 総務企画部 保健福祉環境部 農林水産部 建設部 | 平成31年4月19日 ～ 令和元年5月30日 |
| 南薩地域振興局 | 総務企画部 保健福祉環境部 保健福祉環境部指宿支所 農林水産部 建設部 | 平成31年4月17日 ～ 令和元年5月29日 |
| 北薩地域振興局 | 総務企画部 保健福祉環境部 保健福祉環境部出水支所 農林水産部 建設部 建設部甑島支所 | 令和元年6月4日 ～ 9月20日 |
| 始良・伊佐地域振興局 | 総務企画部 保健福祉環境部 保健福祉環境部大口支所 農林水産部 建設部 | 令和元年5月8日 ～ 9月20日 |
| 大隅地域振興局 | 総務企画部 保健福祉環境部 農林水産部 農林水産部曾於畑地かんがい農業推進センター 建設部 建設部河川港湾課志布志市駐在 | 令和元年6月11日 ～ 9月20日 |
| 熊毛支庁 | 総務企画部 保健福祉環境部 農林水産部 建設部 屋久島事務所 | 令和元年5月20日 ～ 9月20日 |
| 大島支庁 | 総務企画部 保健福祉環境部 農林水産部 建設部 瀬戸内事務所 喜界事務所 徳之島事務所 沖永良部事務所 大島消費生活相談所 | 令和元年5月8日 ～ 9月20日 |
| 教育委員会 | 総務福利課 学校施設課 教職員課 義務教育課 高校教育課 保健体育課 社会教育課 文化財課 人権回和教育課 | 令和元年5月27日 ～ 9月20日 |
| | 鹿児島教育事務所 南薩教育事務所 北薩教育事務所 始良・伊佐教育事務所 大隅教育事務所 熊毛教育事務所 大島教育事務所 奄美図書館 | 平成31年4月17日 ～ 令和元年9月20日 |
| | 種子島高等学校 大島高等学校 大島北高等学校 古仁屋高等学校 喜界高等学校 徳之島高等学校 中種子養護学校 | 平成31年4月23日 ～ 令和元年9月20日 |
| 公安委員会 | 警察本部 種子島警察署 屋久島警察署 奄美警察署 | 令和元年5月15日 ～ 9月20日 |
| 各種委員会等 | 議会事務局 選挙管理委員会事務局 人事委員会事務局 監査委員事務局 労働委員会事務局 収用委員会 鹿児島海区漁業調整委員会 熊毛海区漁業調整委員会 奄美大島海区漁業調整委員会 内水面漁場管理委員会 | 令和元年5月13日 ～ 9月20日 |

注 機関の名称は、「鹿児島県」及び「鹿児島県立」を省略して記載